

令和2年度

第25回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和3年3月12日（金）
開会13時35分 閉会14時52分

場 所 教育委員室

令和 2 年度
第 2 5 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する規則等の一部改正について

第 2 号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

第 3 号議案 教職員の懲戒処分について

第 4 号議案 教職員の懲戒処分について

第 5 号議案 令和 3 年 4 月 1 日付け人事異動について

(2) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	理事兼教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	久保田 圭 二
	教育次長	米 持 武 彦
	参事監兼教育人事課長	渡 辺 登
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	内 海 真理子
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課 主査	末 松 敬 雅

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(工藤教育長)

まず、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室しますので、よろしくお願いします。

(工藤教育長)

それでは、ただ今から、令和2年度第25回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、岩武委員にお願いします。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時00分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(工藤教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案

大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則等の一部改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則等の一部改正について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明してください。

(中村教育改革・企画課長)

第1号議案「大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則等の一部改正」について説明します。

資料62ページをお開きください。

まず、「1 改正の理由」ですが、大分県全体の方針として、行政手続電子化の推進と、それに向けた押印及び署名の廃止を進めるにあたり、教育委員会規則に義務づけられた押印及び署名の規定を改正するものです。押印及び署名の必要性の見直しにあたっては、押印を求める趣旨の合理性の有無及びオンライン申請等の代替手段の有無の2点を基準としました。

教育委員会規則により押印が義務づけられた59件の手続について押印不要と判断したことから、今回、これら59件の手続を規定している教育委員会規則15本の押印及び署名の廃止のため、一括して改正を行うものです。

「2 改正の内容」をご覧ください。多くは、県民から提出を求める様式中の押印箇所の削除であります。宣誓書や誓約書といった書類においては、本人の文書作成の真意確認や、文書内容の真正性担保が必要であることから、押印及び署名を完全に廃止とはしていません。例えば、(3)や(4)の会計年度任用職員等の管理の関係の規則について、任用時の同意書兼宣誓書においては押印のみ廃止し、署名は引き続き求めることとしています。この他、(5)の教育職員免許状関係の規則においては、これまでは押印を求めていたものを、誓約書部分の氏名欄は自署を求めるよう変更しています。また、資料63ページに記載してい

る（８）や（９）、（１１）の県立学校の学則では、入学時の誓約書について、生徒の保護者と保証人からの押印を求めていましたが、「押印に代えて自署することができる」としています。

なお、今回の改正は、知事部局の県規則の改正と同様の内容であり、教育委員会をはじめ全ての執行機関において同様の改正を行うこととなっています。

「３ 施行期日」をご覧ください。施行期日は令和３年４月１日としています。説明は、以上です。

（工藤教育長）

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

（工藤教育長）

第１号議案の承認についてお諮りします。第１号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

（採 決）

（工藤教育長）

第１号議案について、提案のとおり承認します。

（工藤教育長）

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かありますか。

【その他】

（林委員）

交通安全について、少し気になることがあります。特に学校の近くの信号機のない横断歩道を、小学１年生など小さな子どもが手を挙げて渡ろうとしているときに、最初に通行してきた車両はもちろん横断歩道手前で止まります。しかし、対向車両が横断歩道から遠い場合に、渡ろうとしている子どもは対向車両を待っています。対向車両が横断歩道まで来て停止するのを待つべきか、もう渡り始めるか、どのくらいから渡り始めてよいのか、とても微妙なタイミングの判断に困

っています。また子どもは、早く横断歩道を渡って、止まってくれた車両の運転手にお礼をしようと、対向車両の状況をよく見ずに渡ってしまうことがあります。

私はこのような危険な事例を実際に何度か見ていて、さらに小さな子どもの場合は、横断しようと待っている子どもに車両側が気付きにくいと思います。もちろん車両側は停止しなければならないというのが大前提ですが、特に小学校付近で、子どもが信号機のない横断歩道を渡る際の危険性について、どのような問題があるか、是非一度、議論してみたらどうでしょうか。

(工藤教育長)

信号機のない横断歩道においては、基本的には歩行者から見て右側から、近い方の車両が止まってくれます。その際、歩行者は、対向車が止まるのか、判断をして渡らなければならない、歩行者は渡れると思って渡っているのに、対向車両はぎりぎりまで近づけると、結構なスピードで接近するので、とても躊躇します。

高齢の歩行者においても、右側からの車両がないと思い横断を始めると、反対車線から車両が来て交通事故に遭うケースがあります。ただ最近の傾向として、車両側がよく止まるようになりました。

歩行者は、右側からの車両には手を挙げますが、それに関心を寄せすぎると、反対側から接近する車両に気付きにくくなってしまいます。

その時の判断は何が正しいのかというのは、非常に難しいです。子どもに対しては、できるだけ学校で指導をするしかないのかもしれない。

(林委員)

小学1年生など小さな子どもは視認しづらく、なぜ対向車両が横断歩道手前で停止しているのかわからない時があります。子どもは早く渡って、止まっている運転手に挨拶しようとしませんが、挨拶などしなくていいので、左右をよく確認した方がいいと思います。

(工藤教育長)

交通量が多く、信号機のある横断歩道には交通指導員の方が多く立っておられます。信号機のない横断歩道には交通指導員の方が立っていないという状況は確かにあります。

(高橋委員)

私が自動車を運転中、横断歩道の手前で止まっていたときに、対向車が止まらず、歩行者をひいてしまった現場を目撃したことがあります。交通安全週間中で、赤色灯を付けたパトカーが待機していましたが、横断中の歩行者には気が付かなかったのだと思います。

(林委員)

なぜ対向車両が止まっているのかが、わからなくなることがあります。

(高橋委員)

本県は、一時期、歩行者優先の意識が低い県と言われていました。我々ドライバーがきちんと気を付けなければいけないというのが大前提です。ただ、小さな子どもは視認しづらいことがあります。

(林委員)

横断する場合には、対向車両にも注意が必要で、止まっている運転手に挨拶することよりも、とにかく自分の安全を守るための行動が大事です。

(高橋委員)

昔は、横断歩道に旗が置いてあり、子どもが旗を振って横断し、目立っていました。どこが設置していたかわかりませんが、今は見かけなくなりました。

(工藤教育長)

もう一つ、歩行者の心理として、「右側から来た車両が止まってくれたので、早く渡らなければならない」と思ってしまい、反対側から向かってくる車両が止まるまで待って渡ろうとすると、止まっている側の車両が非常に気になってしまふところがあると思います。

(林委員)

どこかで議論をしてみてください。とても心配に思います。

(工藤教育長)

交通安全に係る一つの大きなポイントだと思いますので、県のPTA連合会や高等学校PTA連合会との協議の時に議論するなどして、最も良い方法は何かを考えたいと思います。

(岩崎委員)

基本的には、自動車側に一旦停止の義務があり、止まらなくてははいけませんよね。

(工藤教育長)

歩行者にとっては、反対側の車両が止まってくれるかが、非常に気になると思います。

(林委員)

とても気になります。いつ渡り始めるか、その判断が難しいです。

(工藤教育長)

その他、よろしいですか。

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

【議 案】

第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありますか。

(質問・意見)

(工藤教育長)

第2号議案の承認についてお諮りします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案について、提案のとおり承認します。

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(工藤教育長)

次に、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありますか。

(質問・意見)

(工藤教育長)

第3号議案の承認についてお諮りします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第3号議案について、提案のとおり承認します。

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(工藤教育長)

次に、第4号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明してください。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありますか。

(質問・意見)

(工藤教育長)

第4号議案の承認についてお諮りします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案について、提案のとおり承認します。

第5号議案 令和3年4月1日付け人事異動について

(1課〔教育人事課〕入室)

※職員の人事異動に関することであるため、議案審議に必要な職員のみ在室
(記録をする職員及びその他の職員は退出)